

利用者さんのプライバシーについて

(基本的事項) 介護保険法

(目的) 第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者（注：利用者さん）が**尊厳を保持**し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(加筆) 利用者さんの尊厳を保持するには、それぞれのプライバシーを保護することが重要です。 プライバシーとは、普段の生活や行動を他人からむやみにのぞき見されたり干渉されたりせず安心して過ごす権利のこと。

(背景) [特養入所者を廊下で生活させる エアコン故障で 愛知 豊橋 | NHK | 愛知県](#)

特養入所者を廊下で生活させる エアコン故障で 愛知 豊橋 (2023/10/2)

愛知県豊橋市が運営する特別養護老人ホームで、去年とことしの夏にエアコンが故障したため入所者を廊下で生活させていたことがわかりました。その際、廊下に間仕切りを設けずおむつの交換などをしていたほか、入所者の家族にも伝えていなかったということでした。豊橋市と特別養護老人ホームは、2日、市役所で会見を行い経緯を説明しました。このなかで浅井由崇市長は「プライバシーの配慮に欠けていた。入所者の場所の移動を家族に説明していなかったことも不適切だった」と陳謝しました。

倫理審査委員会 (10/13 リスク・身体拘束虐待・苦情処理委員会) で決めたこと

「本年12月以降ホールにベッドを出しての対応は禁止の方針」

業務の見直し、機器（センサー等）の準備、ご家族への説明変更などいろいろ大変のことも多いと思います。現場だけでなく多職種協働で連携して実行するようにお願いします。

